

令和7年度糸魚川市社会福祉施設 物価高騰対策事業補助金

目 的	社会福祉施設における施設光熱水費、車両燃料費、食材料費、ほかサービス提供に必要な経費の一部を補助し、介護・障害サービスの安定的な提供を図る。
対 象 経 費	令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間（下半期）に支出が見込まれる以下の経費 (1) 施設光熱水費 施設の冷暖房や照明、その他設備機器等にかかる電気、ガス、灯油代等、及び施設の上下水道代 (2) 車両燃料費 利用者宅への訪問及び送迎に用いる車両のガソリン、軽油代等の燃料費 (3) 食材料費 利用者に提供する食事の原材料費（訪問・相談系サービスを除く） (4) その他施設の運営、サービス提供に必要な経費 消耗品費、材料費、被服費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、借料及び損料、委託費、工事費、施設・備品修繕費、その他市長が認める経費（ただし、人件費、公租公課、財産・備品取得費、減価償却費を除く）
対 象 者	市内で介護・障害サービス事業所を運営する法人 （ただし、医療機関物価高騰対策補助事業の対象となる病院、みなし指定により居宅療養管理指導を行う診療所及び薬局を除きます）
補 助 額	対象経費(1)～(4)について、令和7年4月1日から9月30日の間（上半期）に支出した額に3%を乗じた額を補助します。 ※ただし、補助金交付要領別表第1の基準単価を上限とします。 ※本事業全体の補助金交付申請額が市の予算の範囲を超えるときは、基準単価を調整することがあります。 【例】介護老人福祉施設（90人以上）基準単価500,000円の場合 - 令和7年4月から9月までの補助対象経費支出額 15,000,000円…① ①×3%＝450,000円 ※補助額
申 請 期 限 等	申請期限：令和7年11月28日（金） 申請書類：様式その1～その3、補助対象経費計算書、経費の支出を明らかにする書類（任意の一月分） 提 出 先：糸魚川市福祉事務所介護保険係・福祉サービス係
そ の 他	同一の建物及び車両で複数のサービスを提供している場合等の取扱いについては、要領別表第1の欄外注記事項を参照ください。

【問合せ先】

〒941-8501 糸魚川市一の宮1丁目2番5号 糸魚川市福祉事務所
 （介護サービス事業所）介護保険係 渡辺（内線2170）
 （障害サービス事業所）福祉サービス係 小林（内線2172）
 電話：552-1511 FAX：552-8250
 E-mail：fukushi@city.itoigawa.lg.jp